

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱

(案)

令和 年 月 日

告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の適切な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、使用する用語の意義は、法、管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下「ガイドライン」という。）及び行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）に使用する用語の例による。

(適用範囲等)

第3条 この告示は、本町全域の空家等に適用し、当該空家等により生じる次条以降の手続きは、関係する各所管において行うものとする。

(情報提供)

第4条 町内に居住する者、本町の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者（以下「町民等」という。）は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(行政関与の要否の判断)

第5条 町長は、前条の規定により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体の事案を把握した場合は、当該空家等の状態及びその周辺の生活環境への悪影響の程度を紀宝町空家等実態調査票（様式第1号）により調査し、行政関与の要否を判断するものとする。

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)

(R8. 3. 17時点)

(立入調査に係る所有者等に対する事前の通知)

第6条 町長は、前条の規定により、行政の関与が必要であると判断した場合は、法第9条の規定に基づく立入調査を行うものとする。ただし、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的を達成し得る場合は、この限りでない。

2 前項の立入調査を行う場合は、その5日前までに当該空家等の所有者等に対して、紀宝町空家等立入調査実施通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難な場合は、この限りでない。

(立入調査に係る身分を示す立入調査員証の携帯と提示)

第7条 町長は、前条の規定により立ち入ろうとする者に対してあらかじめ、その身分を示す証明書を交付し、携帯させ、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

2 前項の身分を示す証明書の交付に係る申請は、紀宝町立入調査員証申請書(様式第3号)により行い、紀宝町立入調査員証(様式第4号)により交付するものとする。

3 前項による立入調査員証は、他人に貸与又は譲渡してはならないものとする。

4 第2項による立入調査員証を紛失したときは、直ちに紀宝町立入調査員証紛失届(様式第5号)を町長へ提出するものとする。

5 第2項による立入調査員証の再交付を受けようとする場合は、紀宝町立入調査員証再交付申請書(様式第6号)を町長へ提出するものとする。なお、前項による場合を除き従前の立入調査員証は、当該申請書に添えて町長に返還するものとする。

6 第2項による立入調査員証の有効期限又は職務外となった場合は、紀宝町立入調査員証返還届(様式第7号)に当該立入調査員証を添えて町長に返還するものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 町長は、法第12条第1項の規定による助言等は、文書により行うものとする。

(管理不全空家等に該当するか否かを判定する基準)

第9条 町長は、法第12条第1項の規定による助言等をした場合において、空家等の管理状況に改善が見られず当該空家等が、管理不全空家等に該当するおそれがあると判断した

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)

(R8.3.17時点)

ときは、立入調査を行い管理不全空家等及び特定空家等調査票（様式第8号）に基づき管理不全空家等に該当するか否かを判定するものとする。

2 前項の規定により、管理不全空家等に該当した場合は、管理不全空家等の所有者等に対し、管理不全空家等認定通知書（様式第9号）を送付するものとする。ただし、過失がなく、当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

(管理不全空家等に対する必要な措置が講じられた場合の対応)

第10条 第9条第2項により管理不全空家等認定通知を受けた者が必要な措置を講じた場合は、管理不全空家等措置完了届出書（様式第10号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の届出書の提出を受理した場合は、その写しを当該空家等の所有者等に返却及び管理不全空家等認定取消通知書（様式第11号）により通知し、当該空家等の所有者等に管理不全空家等でなくなったことを示すものとする。

(管理不全空家等の指導)

第11条 町長は、第9条第2項の規定により管理不全空家等認定通知を行った場合は、ガイドライン等に基づき措置が必要であるか否かを判断し、法第13条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、管理不全空家等に係る指導書（様式第12号）により措置をとるよう指導を行うことができる。

2 前項による指導の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

(管理不全空家等の勧告)

第12条 町長は、法第13条第1項の規定による指導を行った場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されずそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、法第13条第2項に基づき、管理不全空家等に係る勧告書（様式第13号）により措置をとるよう勧告を行うものとする。

2 前項による勧告の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

3 特定空家等及び管理不全空家等の対策を所管する課の長（以下「空家等対策所管課

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)

(R8.3.17時点)

長」という。)は、法第13条第2項の規定による勧告をしたときは、その旨を管理不全空家等に係る勧告に関する通知書(様式第14号)により固定資産税の賦課に関する事務を所管する課の長(以下「固定資産税所管課長」という。)に通知するものとする。

4 空家対策所管課長は、管理不全空家等の所有者等が法第13条第2項に規定する必要な措置を講じたときは、その旨を管理不全空家等の勧告の解除に関する通知書(様式第15号)により固定資産税所管課長に通知するものとする。

(特定空家等に該当するか否かを判定する基準)

第13条 町長は、法第12条第1項の規定による助言等をした場合において、空家等の管理状況に改善が見られず当該空家等が、特定空家等に該当するおそれがあると判断したときは、立入調査を行い管理不全空家等及び特定空家等調査票(様式第8号)に基づき特定空家等に該当するか否かを判定するものとする。

2 前項の規定により、特定空家等に該当した場合は、特定空家等の所有者等に対し、特定空家等認定通知書(様式第16号)を送付するものとする。ただし、過失がなく、当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

(特定空家等に対する必要な措置が講じられた場合の対応)

第14条 第13条第2項により特定空家等認定通知を受けた者が必要な措置を講じた場合は、特定空家等措置完了届出書(様式第17号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の届出書の提出を受理した場合は、その写しを当該空家等の所有者等に返却及び特定空家等認定取消通知書(様式第18号)により通知し、当該空家等の所有者等に特定空家等でなくなったことを示すものとする。

(特定空家等の助言又は指導)

第15条 町長は、第13条第2項の規定により特定空家等該当通知を行った場合は、ガイドライン等に基づき措置が必要であるか否かを判断し、法第22条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、助言又は指導を行うことができる。

2 法第22条第1項の規定による助言は文書により行い、同項の規定による指導は、特定空家等に係る指導書(様式第19号)により行うものとする。

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)

(R8. 3. 17時点)

3 前項による指導の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

(特定空家等の勧告)

第16条 町長は、法第22条第1項の規定による助言又は指導を行った場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、法第22条第2項に基づき特定空家等に係る勧告書(様式第20号)により措置をとるよう勧告を行うものとする。

2 前項による勧告の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

3 空家等対策所管課長は、法第22条第2項の規定による勧告をしたときは、その旨を特定空家等に係る勧告に関する通知書(様式第21号)により固定資産税所管課長に通知するものとする。

4 空家対策所管課長は、特定空家等の所有者等が法第22条第2項に規定する必要な措置を講じたときは、その旨を特定空家等の勧告の解除に関する通知書(様式第22条)により固定資産税所管課長に通知するものとする。

(特定空家等に対する命令に係る事前の通知)

第17条 町長は、法第22条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないにも関わらず、その勧告に係る措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときは、法第22条第3項に規定する命令をする前に、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、法第22条第4項に基づき命令に係る事前の通知書(様式第23号)により通知を行うものとする。なお、従前の命令の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(意見書の提出及び公開による意見聴取の請求)

第18条 法第22条第4項の規定による通知を受けた者は、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第24号)を提出できるとともに、法第22条第5項の規定に基づき、その通知を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見の聴取請求書(様式第25号)を提出することにより、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することがで

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)

(R8. 3. 17時点)

きる。

(公開による意見の聴取実施の通知)

第19条 町長は、前条の規定による請求があった場合は、意見聴取の期日の3日前までに、当該勧告を受けた者又はその代理者に、公開による意見の聴取実施通知書(様式第26号)により通知を行うとともに、これを公告するものとする。

2 第18条及び第19条第1項の規定に定めのない事項については、紀宝町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成18年紀宝町規則第14号)の規定を準用する。

(特定空家等に対する命令等)

第20条 町長は、第18条の規定による請求がなかった場合(意見聴取の請求があった場合において請求した者が出頭しなかった場合を含む。)又は意見聴取を経てもなお、当該命令措置が不当でない認められた場合で、特に必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第22条第3項に基づき命令書(様式第27号)により相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命令することができる。

2 前項による命令の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

(標識の設置)

第21条 町長は、前条の規定に基づき命令を行った場合は、法第22条第13項に基づき標識(様式第28号)の設置をするとともに、当該命令が出ている旨を公示するものとする。

(戒告)

第22条 町長は、第20条の規定による命令を行った場合で、当該命令の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときで、特に必要があると認めるときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、代執行法第3条第1項に基づき戒告書(様式第29号)により戒告を行うものとする。

2 前項による戒告の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 （配付資料）

（R8. 3. 17時点）

（再戒告）

第 2 3 条 町長は、前条の戒告に定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、直ちに代執行令書による通知の手続きに移らず、当該戒告を受けた者に対し、再戒告書（様式第30号）により再度戒告を行うものとする。ただし、措置命令の履行期限を更に延長することが困難な状況にある場合はこの限りでない。

（特定空家等に対する代執行等）

第 2 4 条 町長は、戒告又は再戒告の履行期限までに履行がなされないときは、戒告又は再戒告を受けた者に対し、法第22条第9項の規定により代執行法第2条に基づき代執行令書（様式第31号）により代執行を行うことができる。

2 町長は、法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における代執行法第4条の執行責任者に対し、代執行責任者証（様式第32号）を交付し、執行責任者は、代執行法第4条に基づき当該執行責任者証を携帯し、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があった場合は、これを呈示するものとする。

（略式代執行）

第 2 5 条 町長は、法第22条第10項に基づき代執行を行う場合、あらかじめ公告の手続きを経た上で代執行法の定めるところに従い行うものとする。

（特定空家等における非常の場合又は危険切迫の場合）

第 2 6 条 町長は、法第22条第11項の規定により特定空家等の建築部材若しくは附属する工作物の脱落、飛散、崩壊等又は立木竹の倒伏により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしている事態などの非常の場合又は危険切迫の場合において、命令の内容の実施について緊急の必要があると判断した場合は、代執行法第3条第3項に基づき、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 町長は前項の措置を講じたときは、緊急代執行実施通知書（様式第33号）により、所有者等に通知するものとする。ただし、所有者等又はその連絡先を確知することができない場合は公告するものとする。

3 町長は、法第22条第11項の規定により代執行を行う場合における代執行法第4条の執

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 （配付資料）

（R8. 3. 17時点）

行責任者に対し、緊急代執行責任者証（様式第34号）を交付し、執行責任者は、代執行法第4条に基づき当該執行責任者証を携帯し、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があった場合は、これを呈示するものとする。

（代執行費用納付命令書）

第27条 町長は、代執行に要した費用の徴収については、代執行を受けた者に対し、代執行法第5条に基づき代執行費用納付命令書（様式第35号）により代執行に要した費用の納付を命ずるものとする。

（過料）

第28条 町長は法第30条の規定による過料を科することが相当と認める場合には、事件記録を管轄の地方裁判所に送付して通知するものとする。

（補則）

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)
(R8. 3. 17時点)

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第7条関係)
- 様式第4号 (第7条関係)
- 様式第5号 (第7条関係)
- 様式第6号 (第7条関係)
- 様式第7号 (第7条関係)
- 様式第8号 (第9, 13条関係)
- 様式第9号 (第9条関係)
- 様式第10号 (第10条関係)
- 様式第11号 (第10条関係)
- 様式第12号 (第11条関係)
- 様式第13号 (第12条関係)
- 様式第14号 (第12条関係)
- 様式第15号 (第12条関係)
- 様式第16号 (第13条関係)
- 様式第17号 (第14条関係)
- 様式第18号 (第14条関係)
- 様式第19号 (第15条関係)
- 様式第20号 (第16条関係)
- 様式第21号 (第16条関係)
- 様式第22号 (第16条関係)
- 様式第23号 (第17条関係)
- 様式第24号 (第18条関係)
- 様式第25号 (第18条関係)
- 様式第26号 (第19条関係)
- 様式第27号 (第20条関係)
- 様式第28号 (第21条関係)
- 様式第29号 (第22条関係)

令和7年度 第2回 紀宝町空家等対策協議会 (配付資料)
(R8. 3. 17時点)

様式第30号 (第23条関係)

様式第31号 (第24条関係)

様式第32号 (第24条関係)

様式第33号 (第26条関係)

様式第34号 (第26条関係)

様式第35号 (第27条関係)

紀宝町空家等実態調査票（外観目視調査票）				令和 年度	紀宝町			
調査日	令和 年	月	日	調査員				
管理番号	-			所在地	紀宝町（ ）			
表札	有	表札氏名						
	無							
税務部局								
土地所有者	所有者1				住所			
	所有者2				住所			
建物所有者	所有者1				住所			
	所有者2				住所			
立地特性	鉄道駅	鶺殿		バス停	m			
	用途地域					無指定地域		
	近隣公共施設							
建物属性	空家類型	売却用	貸用	二次的住宅（別荘等）	その他			
	建築年	昭和	平成	年頃	不明			
	建て方	一戸建て	併用住宅	長屋建て	店舗・事務所	倉庫	不明	
	構造	木造	S造	RC造	その他	不明		
	地上階数	階						
	敷地条件	接道道路幅員	2m未満		2～4m	4m以上		
車やバイクで横付け		できる		できない				
規模		敷地面積	建築面積		延べ面積			
駐車場		有	台	無	門扉	有	無	
フェンス・塀		有	無	擁壁	有	無		
空家等の判断	現況0	樹木や草等が繁茂しており、対象物件の確認ができない。				視認不可		
	現況1	既に空き地または駐車場等になっている。				該当	非該当	
	現況2	既に家屋の更新（新築、建築中、改築中）が行われている。				該当	非該当	
	現況3	空家等でなく、人が居住している。				該当	非該当	
	外観目視による空家の判断基準	①	外観が明らかに廃家（瓦が落ちている、壁が崩れている、窓が割れたままになっているなど）となっており、住める状態ではない。				該当	非該当
		②	門から玄関まで雑草の繁茂や放置物があるなど、出入りしている様子がない。				該当	非該当
		③	敷地内にごみ等の不当投棄がみられる。				該当	非該当
		④	郵便受けに郵便物やチラシ等が大量に溜まっている。				該当	非該当
		⑤	電気メーターが取り外されている又は動いていない。				該当	非該当
⑥		建築物（敷地内）に不動産会社の売却などの案内看板がある。				該当	非該当	
⑦	表札がなくかつ雨戸を閉めきっている、又はカーテンや家具がない。				該当	非該当		
⑧	近隣住民からの情報				該当	非該当		
空家判断	空家である	空家でない	わからない	現地に当該地番なし				

							緊急性の有無	
外観・ 管理 状況(建 物)	清掃等	管理の状況	されている	されていない	わからない	視認不可	有り	無し
	住民情報	定期的管理	されている	回/年程度	されていない			
	戸締り	施錠	されている	されていない	わからない	視認不可	有り	無し
	屋根や軒	変形または 破損	全体にある	一部にある	無い	視認不可	有り	無し
	外壁	剥落、腐朽 または破損	全体にある	一部にある	無い	視認不可	有り	無し
	基礎・土台	破損、変 形、腐朽	全体にある	一部にある	無い	視認不可	有り	無し
	テレビアン テナ	傾斜または 破損	ある	無い		視認不可	有り	無し
	窓ガラス	破損	ある	無い		視認不可	有り	無し
	バルコニー、 ベランダ	腐食、破損 または脱落	ある	無い		視認不可	有り	無し
	その他建 物付属物	腐食、破損 または脱落	ある	無い		視認不可	有り	無し
	建物管理に関する住民の苦情			ある	無い		有り	無し
	外観・ 管理 状況(敷 地)	ゴミ、汚物	放置、不法 投棄	ある	無い		視認不可	有り
住民情報		定期的管理	されている	回/年程度	されていない			
汚物や排 水等		流出や臭気 の発生	ある	無い		視認不可	有り	無し
門、塀等		ひび割れ、 破損等	ある	無い		該当無し	有り	無し
庭木等		雑草や庭木 等の繁茂	手入れされ てない	手入れされ ている		該当無し	有り	無し
擁壁		破損等異常	ある	無い		該当無し	有り	無し
動物等		住みつき、害 虫等の発生	ある	無い		視認不可	有り	無し
倒壊等		危険性	ある	無い		視認不可	有り	無し
敷地管理に関する住民の苦情			ある	無い		有り	無し	
利活用の 側面	物件状態	補修、手入れすれば住める		大規模な補修が必要で、使用 する状況には程遠い		崩壊の危険などがある		
	日照条件	非常に良い		どちらともいえない		非常に悪い		
	高齢者対応	道路と敷地段差解消等対応済み		非対応		わからない		
	所有者意向	(意向調査で確認できた場合)		活用・除却の意思がある		活用・除却の意思が無い		
管理不全 空家等の 判断	可能性	高い	低い	特定空家 等の判断	高い	低い		
管理不全 空家等・特 定空家等 概観	周辺(近隣の建物や前面道路)へ影響(倒壊等)があるもの					該当	非該当	
	一見して明らかに危険と判断されるもの					該当	非該当	
	落下危険物等が周辺や通行人等に危険をもたらすおそれがあるもの					該当	非該当	
その他所見								

評定区分		評定項目	評定内容	判定	評点	評点
1	構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの		10	0 / 45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの		20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの		25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台(又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの)		25	0 / 100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの		50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの		100	
		外壁又は界壁	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの		15	
			外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの		25	
		屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの		15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの		25	
			屋根が著しく変形したもの		50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの					20	
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの				10	
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの		10	0 / 10
合計						0 / 185
備考)一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に 応ずる各評点のうち最も高い評点とする。 ※界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、本手引きでは対象としない。						
ランク	外観目視による不良度判定基準					
ランクA	建築物の傾きは見られず傷みも軽度であり、簡易な補修を行えば使用できる建築物					0<T<50
ランクB	建築物の傾き又は外壁の剥落、腐朽等が多く見られ、大規模な補修を伴うことが予想され、使用できる状態になるには程遠い建築物					50≤T<100
ランクC	崩壊の危険などがあり、速やかに除却等の改善が必要とされる建築物					100≤T
その他所見						

位置図

紀宝町空家等立入調査実施通知書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

については、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等について下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、下記まで連絡してください。

記

- 1 立入調査の対象となる空家等の所在地

- 2 立入調査の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時～

- 3 立入調査の趣旨及び内容

- 4 立入職員の所属及び連絡先

備考

- 1 この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されます。

紀宝町立入調査員証申請書

年 月 日

紀宝町長 様

所属
職名
氏名

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱第7条の規定に基づく紀宝町立入調査員証について、次のおり申請します。

申請日	年 月 日
理由等	

（表面）

紀宝町 立入調査員証		紀基第	号
所属：		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">顔写真</div>	
職名：			
氏名：			
生年月日：	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日発行（		年 月 日まで有効）	
紀宝町長			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第9条（略）
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

紀宝町立入調査員証紛失届

年 月 日

(宛先)
紀宝町長 様

所属
職名
氏名

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱第7条の規定に基づく紀宝町立入調査員証紛失について、次のとおり届け出ます。

理由等	<input type="checkbox"/> 紛失	状況
	<input type="checkbox"/> 毀損	
	<input type="checkbox"/> 汚損	
交付番号	紀基第 号	

紀宝町立入調査員証再交付申請書

年 月 日

紀宝町長 様

所属
職名
氏名

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱第7条の規定に基づく紀宝町立入調査員証再交付について、次のおり申請します。

申請日	年 月 日
理由等	

紀宝町立入調査員証返還届

年 月 日

紀宝町長 様

所属
職名
氏名

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱第7条の規定に基づく紀宝町立入調査員証返還について、次のとおり届け出ます。

申請日	年 月 日
交付番号	紀基第 号
交付日	年 月 日
再交付日	年 月 日
理由	

紀宝町 管理不全空家等及び特定空家等調査票

整理番号		地区名	
------	--	-----	--

1)調査実施状況

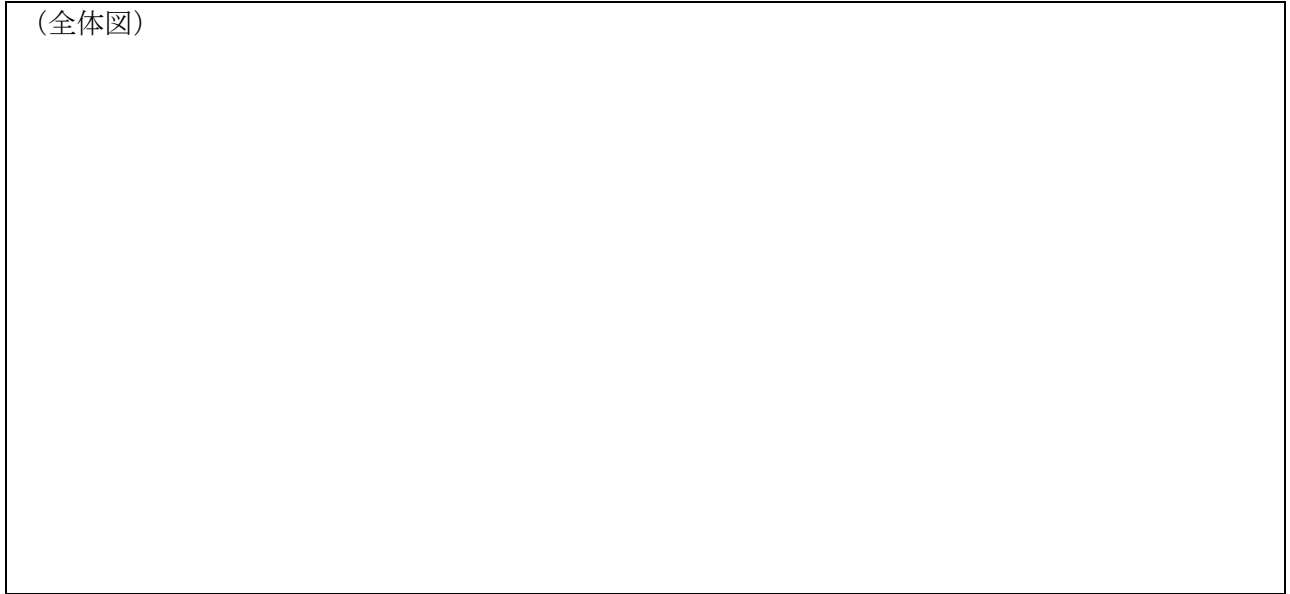
現 地 確 認	調査日	年 月 日 () 時刻 : ~ : (天候)			
	調査者	所属		氏名	
		所属		氏名	
		所属		氏名	
	調査範囲	敷地外 ・ 敷地内 (建物内・建物外)			
立会者	有 ・ 無	住所			
		氏名			

2)建築物の概要

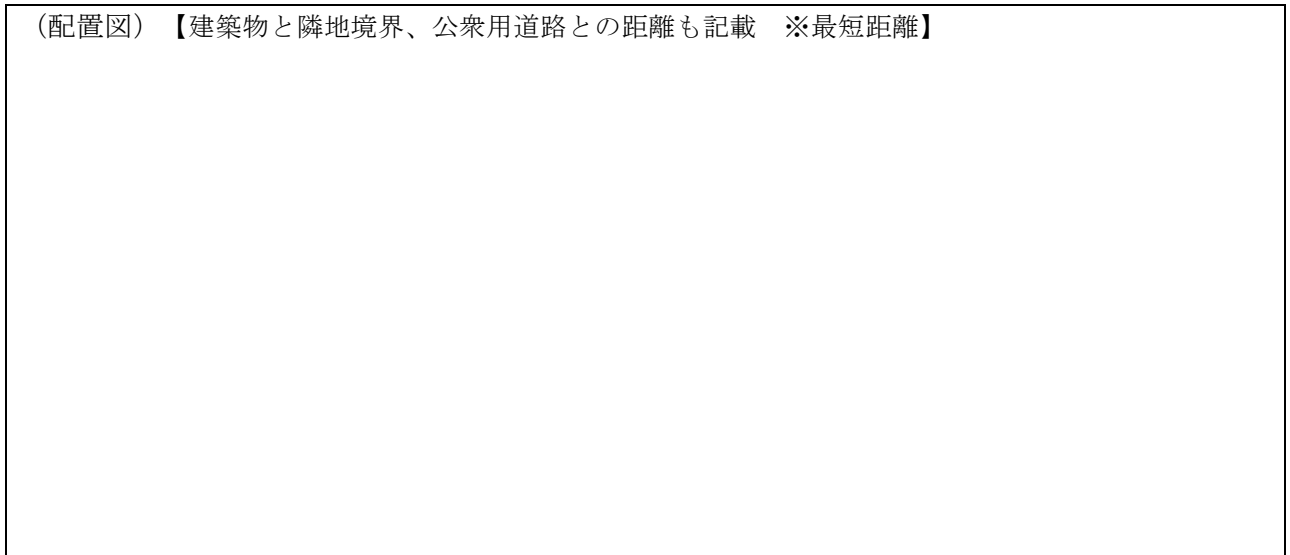
建 築 物 の 概 要	所在地	紀宝町			
	用途	1.専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.倉庫・車庫 8.その他			
	構造	1.木造 2.鉄骨造 3.鉄筋コンクリート造 4.その他 5.不明			
	階数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> その他 (地上 階/地下 階)			
	建築面積	m ² (登記情報等に記載の面積、不明な場合は概算面積)			
	建築年時	明治 大正 昭和 平成 年 月頃 ・ 不明			
	附属建物	<input type="checkbox"/> 物置 (棟) <input type="checkbox"/> 車庫 (棟) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> なし			
	利用状況	1.居住中 2.空家 3.解体済 4.その他			
	エ ネ ル ギ ー の 使 用 状 況	1.開栓 2.メーターが動いていない 3.不明 4.設備機具なし 5.その他			
電 気			備考		
ガ ス			備考		
	水 道		備考		

3)位置図

(全体図)

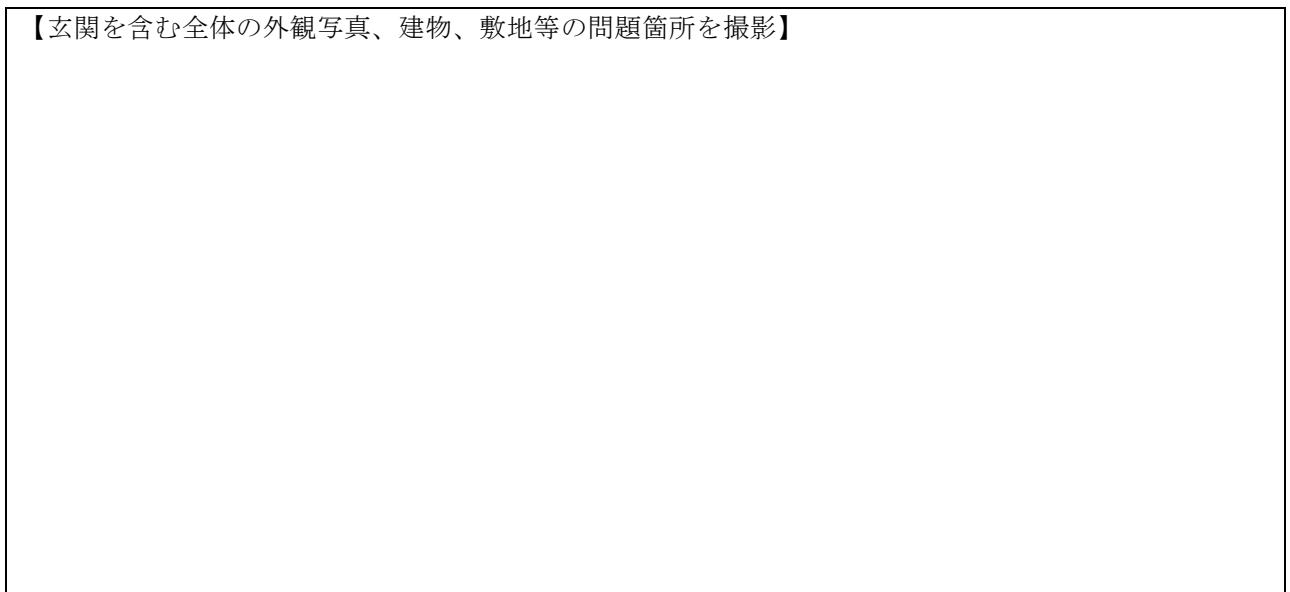


(配置図) 【建築物と隣地境界、公衆用道路との距離も記載 ※最短距離】



4)写真

【玄関を含む全体の外観写真、建物、敷地等の問題箇所を撮影】



5)各判断基準に基づく判定結果

(1) 建物の状態			
1. 建築物の保安上危険となるおそれ			
	【建築物・擁壁についての判断基準】	合計点	点
2. 周辺への影響度			
	【敷地・境界からの離れについての判断基準】		
	・隣地境界と建築物の離れ	L =	m
	・公衆用道路と建築物の離れ	L =	m
	影響度	小・中・大	
(2) 衛生・生活環境上の状態			
1. 衛生上有害となるおそれについての判断基準		状況：低・中・高	
2. 著しく景観を損なうおそれについての判断基準		状況：低・中・高	
3. 生活環境の保全が適切でなくなるおそれについての判断基準		状況：低・中・高	

6)調査結果

調査結果総合判定	管理不全空家等候補 ・ 特定空家等候補 ・ 非該当
該当理由・特記事項等	

管理不全空家等認定通知書

紀基第 年 月 日 号

様

紀宝町長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の管理不全空家等に該当すると思われるので、その旨を通知します。

周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置が必要である場合は、法第13条第1項の指導を行うこととなりますので、法第5条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めてください。

なお、所有者等については、法第10条の規定に基づき町で調査いたしましたが、貴殿（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合、管理不全空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、事務担当まで連絡してください。

記

- 1 空家等の所在地：
用 途：
構 造：
規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 管理不全空家等の状態及び認められる理由：
- 5 所有者等と判断した理由：

事務担当
〒519-5701
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324
紀宝町役場 基盤整備課

TEL : 0735-33-0357
FAX : 0735-32-0727

年 月 日

管理不全空家等措置完了届

紀宝町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱第10条の規定により以下のとおり措置を完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

措置完了日	年 月 日
実施場所	紀宝町
措置 実施内容	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真（着手前、作業中、完了）
- 3 その他町長が必要と認めたもの

管理不全空家等認定取消通知書

紀基第 年 月 日 号

様

紀宝町長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等について、下記の理由により管理不全空家等の認定(紀基第 号 年 月 日付 通知)を取り消したので通知します。

なお、下記の空家等に関して、現在、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条第2項の規定による勧告を受けている場合は、この通知により取り消されるものとします。

記

- 1 空家等の所在地 :
- 2 所有者等の氏名 :
- 3 所有者等の住所 :
- 4 取り消しの理由 :

事務担当

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324

紀宝町役場 基盤整備課

TEL : 0735-33-0357

FAX : 0735-32-0727

管理不全空家等に係る指導書

紀基第 年 月 日
号

様

紀宝町長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 空家等の所在地：
用 途：
構 造：
規 模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 指導の内容：
- 5 指導の理由：
- 6 履行期限： 年 月 日
- 7 指導の責任者：
連絡先：

備考

- 1 改善措置に着手したとき、又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡してください。
- 2 指導後、改善されないと認められるときは、町長は法第13条第2項の規定に基づき勧告を行う可能性がありますので、ご了承ください。
- 3 町長が勧告した場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されますので、ご了承ください。

管理不全空家等に係る勧告書

紀基第 年 月 日
号

様

紀宝町長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地：

用途：

構造：

規模： 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 勧告に係る措置の内容：

5 勧告に至った事由：

6 勧告の責任者：

連絡先：

7 措置の期限： 年 月 日

備考

- 上記7の期限までに上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

- 3 上記4の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。
- に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

事 務 連 絡
年 月 日

税務住民課長 様

基盤整備課長

管理不全空家等に係る勧告に関する通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項に基づき、下記の「管理不全空家等」の所有者等に対して勧告を行ったので通知します。

記

1. 勧告を行った管理不全空家等

所在地
家屋番号
所有者等の住所及び氏名

2. 勧告措置を行った日
年 月 日 （紀基第 号）

3. 勧告を行った事由

4. 位置図

事 務 連 絡
年 月 日

税務住民課長 様

基盤整備課長

管理不全空家等の勧告の解除に関する通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項に基づき、下記の「管理不全空家等」の所有者等に対して勧告を行っていましたが、当該措置について所有者等により改善措置が実施されましたので通知します。

記

1. 勧告の取消しを行った管理不全空家等

所在地
家屋番号
所有者等の住所及び氏名

2. 勧告措置を取り消した日
年 月 日 （紀基第 号）

3. 勧告を取り消した事由

4. 位置図

特定空家等認定通知書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると思われますので、その旨を通知します。

周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置が必要である場合は、法第22条第1項の助言又は指導を行うこととなりますので、法第5条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めてください。

なお、所有者等については、法第10条の規定に基づき町で調査いたしましたが、貴殿（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合、特定空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、事務担当まで連絡してください。

記

- 1 空家等の所在地：
用 途：
構 造：
規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 特定空家等の状態及び認められる理由：
- 5 所有者等と判断した理由：

事務担当
〒519-5701
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324
紀宝町役場 基盤整備課

TEL : 0735-33-0357
FAX : 0735-32-0727

年 月 日

特定空家等措置完了届出書

紀宝町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

紀宝町空家等対策の推進に関する要綱第14条の規定により以下のとおり措置を完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

措置完了日	年 月 日
実施場所	紀宝町
措置 実施内容	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真（着手前、作業中、完了）
- 3 その他町長が必要と認めたもの

特定空家等認定取消通知書

紀基第 年 月 日 号

様

紀宝町長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等について、下記の理由により特定空家等の認定（紀基第 号 年 月 日付 通知）を取り消したので通知します。

なお、下記の空家等に関して、現在、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項の規定による勧告を受けている場合は、この通知により取り消されるものとします。

記

- 1 空家等の所在地：
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 取り消しの理由：

事務担当

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324

紀宝町役場 基盤整備課

TEL : 0735-33-0357

FAX : 0735-32-0727

特定空家等に係る指導書

紀基第 年 月 日
年 月 日

様

紀宝町長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 空家等の所在地：
用 途：
構 造：
規 模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 指導の内容：
- 5 指導の理由：
- 6 履行期限： 年 月 日
- 7 指導の責任者：
連絡先：

備考

- 1 改善措置に着手したとき、又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡してください。
- 2 指導後、改善されないと認められるときは、町長は法第22条第2項の規定に基づき勧告を行う可能性がありますので、ご了承ください。
- 3 町長が勧告した場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されますので、ご了承ください。

特定空家等に係る勧告書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模： 建築面積 約 m²

延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 勧告に係る措置の内容：

5 勧告に至った事由：

6 勧告の責任者：

連絡先：

7 措置の期限： 年 月 日

備考

- 1 上記7の期限までに上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 2 上記7の期限までに正当な理由がなくて上記4に示す措置を講じなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置を講ずることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、

本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

5 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

事 務 連 絡
年 月 日

税務住民課長 様

基盤整備課長

特定空家等に係る勧告に関する通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項に基づき、下記の「特定空家等」の所有者等に対して勧告を行ったので通知します。

記

1. 勧告を行った特定空家等

所在地
家屋番号
所有者等の住所及び氏名

2. 勧告措置を行った日

年 月 日 （紀基第 号）

3. 勧告を行った事由

4. 位置図

事 務 連 絡
年 月 日

税務住民課長 様

基盤整備課長

特定空家等の勧告の解除に関する通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項に基づき、下記の「特定空家等」の所有者等に対して勧告を行っていましたが、当該措置について所有者等により改善措置が実施されましたので通知します。

記

1. 勧告の取消しを行った特定空家等

所在地
家屋番号
所有者等の住所及び氏名

2. 勧告措置を取り消した日
年 月 日 （紀基第 号）

3. 勧告を取り消した事由

4. 位置図

命令に係る事前の通知書

紀基第 年 月 日 号

様

紀宝町長

貴殿が所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け紀基第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、紀宝町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地：
用途：
構造：
規模： 建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 命じようとする措置の内容：
- 5 命ずるに至った事由：
- 6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
宛 先：
送付先住所：
連絡先：
- 7 意見書の提出期限： 年 月 日

備考

- 1 上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告をすること。

2 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急
代執行のに移行することがあります。

年 月 日

紀宝町長 様

請求者 住 所

氏 名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け紀基第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項の規定に基づき、下記内容の意見書を提出します。

1	特定空家等の所在地	
2	所有者等の住所及び氏名	
3	命令に対する意見	
4	その他意見	
5	自己に有利な証拠書類の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、本意見書に添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、本意見書に添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

意見の聴取請求書

年 月 日

紀宝町長 様

請求者 住 所

氏 名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定に基づき、年
月 日付け紀基第 号により通知を受けた件に関し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴
取を請求します。

公開による意見の聴取実施通知書

紀基第 年 月 日
号

様

紀宝町長

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第7項の規定に基づき、年 月 日付け紀基第 号により請求を受けた件に関し、公開による意見の聴取を実施するため通知します。

特定空家等 所在地	紀宝町
意見の聴取期日	年 月 日
意見の聴取場所	
命じようとする措置の内容	

備考

- 1 意見の聴取に代理人が出席する場合には、委任状を意見の聴取の前日までに提出してください。

命 令 書

紀基第 年 月 日 号

様

紀宝町長

貴殿が所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け紀基第 号により、法第22条第3項の規定に基づき命令する旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地：
用途：
構造：
規模： 建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 命令に係る措置内容：
- 5 命ずるに至った事由：
- 6 命令の責任者：
連絡先：
- 7 措置の期限： 年 月 日

備考

- 1 上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記7の期限までに上記4の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起

算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け紀基第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模： 建築面積 約 m^2

延べ床面積 約 m^2

2 措置の内容：

3 命ずるに至った事由：

4 命令の責任者：

連絡先：

5 措置の期限： 年 月 日

戒 告 書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日付け第 号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記の措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり町が執行いたしますので、行政代執法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模： 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

教示

1 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

2 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

再 戒 告 書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日付け紀基第 号により貴殿が所有する下記の特定期空家等について、下記の措置を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり町が執行する旨を戒告しましたが、未だに履行されていません。

については、下記特定期空家等について、下記の措置を 年 月 日までに履行しないときは、法第22条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり町が執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により再度戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定期空家等

所在地：

用途：

構造：

規模： 建築面積 約 m^2

延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

教示

1 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

2 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起

算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

代 執 行 令 書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日付け紀基第 号により貴殿の所有する下記の特特定空家等について、下記の措置を 年 月 日までに履行するよう戒告又は再戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。
また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地：
用 途：
構 造：
規 模： 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 2 所有者等の氏名：
- 3 所有者等の住所：
- 4 措置の内容：
- 5 代執行の時期：
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 執行責任者：
- 7 代執行に要する費用の概算見積額：

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求

をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（表面）

代執行責任者証

紀基第 号

所属 紀宝町

職名

氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

紀宝町長

記

1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け紀基第 号）記載の下記所在地の建築物の除去
所在地：

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところ従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

緊急代執行実施通知書

紀基第 年 月 日 号

様

紀宝町長

下記特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第22条第11項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いましたので、通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号。）第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

記

1 代執行の対象となった特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模： 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 代執行(措置)の内容：

5 代執行の理由：

6 代執行の時期：

年 月 日から 年 月 日まで

7 代執行に要した費用：

（表面）

緊急代執行責任者証

紀基第 号

所属 紀宝町

職名

氏名

上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

紀宝町長

記

- 1 代執行をなすべき事項
- 2 代執行をなすべき時期

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条（以上略）

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

代執行費用納付命令書

紀基第 号
年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日付け紀基第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき、代執行費用を下記のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので申し添えます。

記

1 代執行の対象となった特定空家

所在地：

用途：

構造：

規模： 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 代執行の内容：

5 代執行の時期：

年 月 日から 年 月 日まで

6 納付期日： 年 月 日

7 納付金額：金 円

8 納付方法：別途納付書兼領収書による。

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に紀宝町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第

139号) 第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀宝町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。